

○飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年12月12日

飯塚市告示第377号

改正 H30-207、R元-165、R3-59、R3-299、R5-49

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語は、この告示において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。)の例による。

(事業構成及び内容)

第3条 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(第一号事業をいう。以下「サービス事業」という。)

ア 訪問型サービス(第一号訪問事業をいう。)

イ 通所型サービス(第一号通所事業をいう。)

ウ 介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業をいう。)

(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号の規定により実施する以下の事業をいう。)

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の対象者)

第4条 サービス事業の対象者は、法第115条の45第1項に規定する被保険者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)

(2) 基本チェックリストにより、サービス事業の利用が必要と認められる者。(以下「事業対象者」という。)

2 一般介護予防事業の対象者は、法9条第1項1号に規定する第一号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者要件の確認等)

第5条 サービス事業を利用しようとする者は、飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書及び基本チェックリストを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項及び次条第1項の届出をした事業対象者に対し、事業対象者である旨及び基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

(事業対象者の利用手続き)

第6条 事業対象者が、介護予防ケアマネジメントを受けることを希望するときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、事業対象者に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができるものとする。

(総合事業の実施方法)

第7条 市長は、サービス事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)①(a)から(d)までのいずれかの方法により実施するものとする。ただし、第3条第1号アに掲げる訪問型サービスのうち現行相当訪問サービス及び同号イに掲げる通所型サービスのうち現行相当通所サービスについては、指定事業者により実施するものとする。

2 市長は、一般介護予防事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)①(a)、(b)又は(d)のいずれかの方法により実施するものとする。

(指定事業者の指定)

第8条 法第115条の45の5に規定により指定事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定・更新申請書に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、市長が別に定める基準によりその内容を審査し、指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(指定の更新)

第9条 前条第2項の規定により指定事業者の指定を受けた者は、指定の更新をしよ

うとするときは、あらかじめ飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定・更新申請書に關係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、市長が別に定める基準によりその内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その旨を指定事業者に通知するものとする。
- 3 前条の規定による指定は、6年ごと（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る訪問型サービス及び通所型サービスにおいては、その指定を受けた3年後）にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、その期間については、市長が認めた場合は短縮することができる。

（変更の届出等）

第10条 指定事業者は、前2条の規定により指定を受けた内容に変更が生じたときは、10日以内に飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書に關係書類を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、1月前までに飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書に關係書類を添えて市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第11条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消したとき、又は期間を定めて当該指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

（費用の額）

第12条 別表第1に定める事業のうち、次の各号に掲げる事業の費用の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 現行相当訪問サービス（国基準相当サービス） 医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA1及びA2） 別表第2に定める単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号に規定する厚生労働大臣が定める1単位の単価をいう。以下「平成27年厚労省告

示単価」という。)を乗じて算定するものとする。

- (3) 短期集中予防サービス(訪問型サービスC1) 別表第2に定める単位数に、平成27年厚労省告示単価を乗じて算定するものとする。
- (4) 短期集中予防サービス(訪問型サービスC2) 別表第3に定める額
- (5) 現行相当通所サービス(国基準相当サービス) 平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る平成26年改正前法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額
- (6) 緩和した基準によるサービス(通所型サービスA) 別表第2に定める単位数に、平成27年厚労省告示単価を乗じて算定するものとする。
- (7) 短期集中予防サービス(通所型サービスC1及びC2) 別表第2に定める単位数に、平成27年厚労省告示単価を乗じて算定するものとする。
- (8) 介護予防ケアマネジメント 別表第2に定める単位数に平成27年厚労省告示単価を乗じて算定するものとする。

(R3-299一改)

(費用の額の特例)

第12条の2 市長は、災害その他特別な事情があることにより、前条に定める費用を負担することが困難であると認めるときは、事業対象者等の申請により、費用の額の特例を決定することができる。この場合において、費用の特例に関する基準及び手続は、飯塚市介護保険利用者負担額減免取扱要綱(平成18年飯塚市告示第98号)の規定を準用する。

2 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、前項に定める費用の額の特例を決定されたものとみなす。

(H30-207追加)

(サービス事業に要する費用の支給)

第13条 第12条に掲げる事業(第3号、第4号、第7号及び第8号を除く。)の法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の額は、前条で算定した額の100分の90に相当する額とする。

2 第12条第1項第3号及び第7号の第1号事業支給費の額は、同条各号において算定した額とし、同条第1項第4号の第1号事業支給費の額は、別表第3に定める額とする。

3 第12条第1項第8号の第1号事業支給費の額は、同号において算定した額とする。

4 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者に第1項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とし、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者に第1項の

規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

- 5 市長は、法第115条の45の3第3項の規定により、第1項及び第2項の規定によるサービスを提供した指定事業者からの請求に基づき、当該利用者に代わり当該指定事業者の前各項に規定するサービス費を支払うものとする。

(H30-207一改)

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第14条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払いに関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により福岡県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(支給限度額)

第15条 事業対象者に係る第1号事業支給費の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態により市長が特に認めた場合は、前項中「要支援1」とあるのは「要支援2」と読み替えることができる。
- 3 別表第2に定める訪問型サービスC1、通所型サービスC1及びC2並びに別表第3に定める訪問型サービスC2については、前2項に規定する支給限度額に含めないものとする。

(H30-207繰上)

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第16条 市長は、サービス事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）に相当する事業を実施するものとする。

- 2 前項高額介護予防サービス費等相当事業に係る支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関し必要な事項については、介護保険法施行令第29条の2の2及び29条の3に規定する高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の例による。

(H30-207繰上)

(利用の中止等)

第17条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、総合事業の利用を一時停止し、又は中止させるものとする。

- (1) 健康状態に変化が見られ、総合事業を利用することが適切でない認められ

たとき。

(2) 利用者の主治医に一時停止又は中止の指導を受けたとき。

(3) その他総合事業の利用を継続することができないと認められたとき。

(H30-207繰上)

(遵守事項)

第18条 利用者は、総合事業の利用による健康被害を防止するため、定期的に健康診断を受診するほか、自己の健康管理に努めなければならない。

2 利用者は、総合事業の利用に当たり、健康状態に変化があったときは、速やかに市長又は総合事業を実施する者に報告しなければならない。

(H30-207繰上)

(守秘義務)

第19条 総合事業を実施する者及び事業に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)の趣旨にのっとり、個人情報の適正な維持管理を行うとともに、事業を行うに当たり知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。総合事業を実施する者又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

(H30-207繰上)

(指導及び監査)

第20条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(H30-207繰上)

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

(H30-207繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定事業者の指定手続その他必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成30年8月1日 告示第207号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第12条の次に1条を加える改正規定は、告示の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則(令和元年10月1日 告示第165号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日 告示第59号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の適用の特例)

2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間におけるこの告示による改正後の飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(次項において「改正後要綱」という。)第12条各号の規定の適用については、同条第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号中「別表第2に定める単位数」とあるのは「別表第2に定める単位数の1000分の1001に相当する単位数(小数点以下の端数については四捨五入)」とする。

(R3-299一改)

3 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間における改正後要綱別表第3の規定の適用については、同表中「2,519円」とあるのは「2,522円」とする。

(R3-299一改)

附 則(令和3年9月17日 告示第299号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月6日 告示第49号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事業名		事業の内容	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	現行相当訪問サービス(国基準相当サービス)	事業者が行う平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス
		緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA1)	緩和した基準で行われる調理、掃除等の生活援助(1回60分程度の身体介護を伴わない生活援助サービス)
		緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA2)	緩和した基準で行われる調理、掃除等の生活援助(1回30分程度の身体介護を伴わない生活援助サービス)
		短期集中予防サービス(訪問型サービスC1)	居宅での理学療法士又は作業療法士による相談指導
		短期集中予防サービス(訪問型サービスC2)	居宅での保健師又は看護師による閉じこもりに対する支援
	通所型サービス	現行相当通所サービス(国基準相当サービス)	事業者が行う平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当するサービス
		緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)	緩和した基準での事業者による閉じこもり予防や自立支援を目的とするサービス
		短期集中予防サービス(通所型サービスC1)	生活機能を改善するために、短期集中して運動機能向上を図るサービス

	短期集中予防サービス(通所型サービスC2)	生活機能を改善するために、口腔器の機能及び認知症機能を短期集中して向上を図るサービス
	介護予防ケアマネジメント事業	訪問型サービス、通所型サービスのサービスが適切に利用できるようケアマネジメントを行う事業
一般介護予防事業	介護予防把握事業	関係機関との連携、医療機関又は地域住民からの情報提供、本人等からの相談等により支援を要する者を把握し、介護予防へとつなげる事業
	介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に関する事業
	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護に資する地域活動の実施等の事業
	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る事業
	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等が実施する、住民及び介護職員等への介護予防に関する技術的支援、地域ケア会議又はサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等の事業

別表第2(第12条関係)

(R元-165一改、R3-59、R5-49一改)

事業	対象者	算定項目	単位数	ケアマネジメントの有無	
緩和した基準によるサービス	訪問型サービスA1	事業対象者及び要支援1	1回当たり (週2回かつ月10回まで)	235単位	有
		事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	212単位		
		一定の研修修了者を訪問事業責任者にする場合	165単位		
		要支援2及び市長が特に認めた事業対象者	1回当たり (週3回かつ月15回まで)	235単位	有
		事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	212単位		
		一定の研修修了者を訪問事業責任者にする場合	165単位		

緩和した基準によるサービス	訪問型サービスA2	事業対象者及び要支援1及び要支援2	1回当たり (週1回程度)	100単位	有
			事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90単位	
			一定の研修修了者を訪問事業責任者にする場合	70単位	
短期集中予防サービス	訪問型サービスC1	事業対象者及び要支援1及び要支援2	1回当たり (6回程度(月1回6月程度))	504単位	有
緩和した基準によるサービス	通所型サービスA	事業対象者及び要支援1	1回当たり (週1回かつ月5回まで)	334単位	有
			事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物からの利用者にサービスを行う場合	259単位	
			利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合	234単位	

		要支援2及び市長が特に認めた事業対象者	1回当たり (週2回かつ月10回まで)	334単位	有
			事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物からの利用者にサービスを行う場合	259単位	
			利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合	234単位	
短期集中予防サービス	通所型サービスC1	事業対象者及び要支援1及び要支援2	1回当たり (週2回全24回)	362単位	有
	通所型サービスC2	事業対象者及び要支援1及び要支援2	1回当たり (週2回全24回)	349単位	有
介護予防ケアマネジメント		事業対象者及び要支援1及び要支援2	1月につき	438単位	
			初回加算	300単位	
			委託連携加算	300単位	

別表第3(第12条関係)

(R3-59、R5-49一改)

事業		対象者	算定項目	金額	ケアマネジ メントの 有無
短期集中 予防サー ビス	訪問型 サービ スC2	事業対象 者及び要 支援1及び 要支援2	1回当たり (上限12回(月4回3月程度))	2,519円	有